

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 1 日

青森県知事 殿

提出者

住 所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字二又23-2
氏 名 附田建設株式会社
代表取締役 千田 昇
電話番号 0175-72-4111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	附田建設株式会社
事業場の所在地	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字二又23-2
計画期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

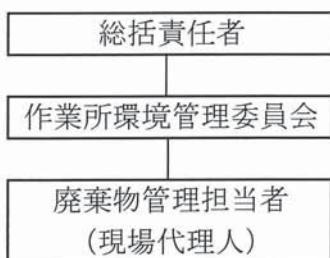
当該事業場において現に行なっている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	元請完成工事高 1,559,055,000 円
③ 従業員数	70 人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・ コンクリートがら→選別・破碎→再生利用・ アスファルトがら→選別・破碎→再生利用・ 木くず→選別・破碎→再生利用（再生紙原料）・焼却（埋立）・ 金属くず→選別→再生利用（鋼材原料）・ 廃プラスチック類→選別・破碎→再生利用・焼却・埋立・ ガラス・陶磁器くず→選別・破碎→再生利用・埋立・ 紙くず→選別・破碎→再生利用（再生紙原料）・焼却（埋立）・ 繊維くず→選別・破碎→再生利用・焼却（埋立）・ 廃石膏ボード→選別・破碎・乾燥→再生利用（製品原料）・埋立・ 汚泥→脱水・固化→再生利用（盛土材）・埋立・ 廃タイヤ→選別・破碎→再生利用（燃料）・焼却（埋立）



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



- ・ 廃棄物の処理方針の決定
- ・ 管理組織の整備
- ・ 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進
- ・ 計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項の検討
- ・ 社員に対する教育
- ・ 廃棄物処理計画の作成
- ・ 委託契約の締結
- ・ マニフェストの交付・管理
- ・ 処理業者の監督、処理状況の確認、処理実績の記録・保管
- ・ 監督官庁への各種報告

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】※別紙参照

産業廃棄物の種類	全種類	
排出量	3,450.15 t	t

(これまでに実施した取組)

① 現状

- ・ 現場での分別の徹底と回収の効率化。
- ・ 再生利用の検討。
- ・ 委託業者に対する管理・監督の徹底。
- ・
- ・

【目標】

産業廃棄物の種類	全種類	
排出量	3,370.00 t	t

(今後実施する予定の取組)

② 計画

- ・ 処理業者の選択は、優良処理業者を優先に委託契約を実施する。
- ・ 産業廃棄物の適性処理を確保するために、関連法令、その他規則を遵守し、環境保全に努める。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
アスファルト、コンクリート、木くず、金属くず、廃プラスチック類
ガラス・陶磁器類、紙くず、繊維くず、廃石膏ボード等がある。
これらは全て、機械、人力併用で分別し、中間処理業者又は最終処理業者へ委託し処分している。

① 現状

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
現状を継続する。

② 計画

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】			
		産業廃棄物の種類	—		
		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	—	t	
① 現状		(これまでに実施した取組)			
② 計画		【目標】			
		産業廃棄物の種類	—		
		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	—	t	t
		(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】			
		産業廃棄物の種類	—		
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	—	t	
		自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	—	t	
① 現状		(これまでに実施した取組)			
② 計画		【目標】			
		産業廃棄物の種類	—		
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	—	t	t
		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	—	t	t
		(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】		
産業廃棄物の種類	—	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	—	t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
産業廃棄物の種類	—	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	—	t
(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】		
産業廃棄物の種類	全種類	
全処理委託量	3,450.15 t	t
優良認定処理業者への 処理委託量	0.00 t	t
再利用業者への 処理委託量	3,450.15 t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	0.00 t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.00 t	t
(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・処理の委託に当たっては、中間処理施設の分別品目の受入条件を十分に考慮する。 ・委託契約、マニフェストの発行、各票の照合確認、署名。 ・処理施設の現状確認、調査記録。 		

【目標】			
	産業廃棄物の種類	全種類	
	全処理委託量	3,370.00 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.00 t	t
	再利用業者への 処理委託量	3,370.00 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.00 t	t
② 計画	(今後実施する予定の取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の取組を継続する。 ・ 優良認定処理業者等が近くにあれば優先的に処理を委託する。 		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚製作すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（産廃物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 前年度（令和4年度）の実績と目標（令和5年度）

産業廃棄物種類	前年度（令和4年）実績	目標（令和5年）
コンクリートがら	130.33 t	200.00 t
アスファルト・コンクリートがら	3,318.36 t	3,000.00 t
木くず	0.00 t	100.00 t
金属くず	0.00 t	10.00 t
廃プラスチック類	0.76 t	10.00 t
ガラス・陶磁器くず	0.00 t	10.00 t
紙くず	0.00 t	5.00 t
繊維くず	0.00 t	0.00 t
廃石膏ボード	0.00 t	10.00 t
汚泥	0.00 t	5.00 t
廃タイヤ	0.00 t	5.00 t
混合（安定型のみ）	0.41 t	5.00 t
がれき類	0.00 t	10.00 t
動植物性残さ	0.00 t	0.00 t
その他（燃え殻）	0.00 t	0.00 t
その他（洗浄油水）	0.29 t	0.00 t
	t	t
合 計	3,450.15 t	3,370.00 t